

防災ラジオ貸与申請はお済みですか？

緊急地震速報など、防災情報がいち早く放送されます。申請は防災危機管理課まで。



☎防災危機管理課
TEL 23-7284

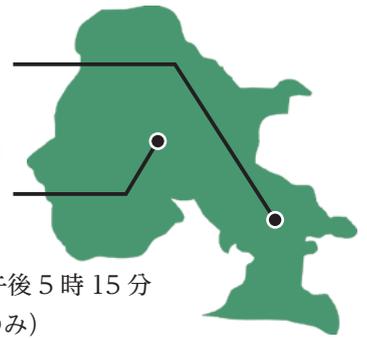
☎石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)
〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

☎八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)
〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☎～☎ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで（一部業務のみ）



駅前マンションに住んでみませんか

くらし・手続き

場所／第14SYビル

対象世帯／高齢者（同居）・子育て・障がい者・新婚

家賃／所得に応じて家賃の一部が助成され、市営住宅と同等の負担で入居できます。

※詳しくは市ホームページから▼

☎建築住宅指導課

TEL 23・5526



自己用住宅を建築する皆さんへ

①住まいづくり推進事業

条件／市外在住1年以上で、これから転入する、または転入して2年を経過しないことや、申請者の年齢が満20歳以上45歳以下など一定の条件を満たす場合

補助額／住宅建築費用の10%以内で最大40万円

②木の住まい助成事業

条件／市内に本店がある設計事務所への設計監理依頼お

**2月末までに
マイナンバーカードを申請した人へ
マイナポイントの
申込期限は9月末まで**

申込に必要なもの：

- ①マイナンバーカード（暗証番号）
- ②対象の決済サービス（ナナコ・WAON・コジカカードなど）
- ③公金受取口座登録のために預金通帳など

※マイナポイント申込支援端末を設置しています。ぜひご利用ください。

場所：本庁1階ホール・支所1階ホール

※水曜日は午後7時まで

☎市民課 TEL 23-7307

広告掲載欄

申込締切／令和6年1月31日☎

こちらから▼



木の住まい助成事業についてはこちらから▼



共通事項

補助額／住宅建築費用の10%以内で最大60万円

申込方法／申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添えて申し込み

住まいづくり推進事業については

こちらから▼

こちらから▼

農業者年金に加入して豊かで安心な老後を！

▼農業者のための公的な年金制度です（任意加入）。

加入資格

- ・20歳以上60歳未満
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・国民年金第1号被保険者
- 個別訪問も行います。ぜひお問い合わせください。

☎農業委員会事務局
(内線1338)

☎建築住宅指導課

TEL 23・5526

広告掲載欄

下水道（農業集落排水）
接続工事の補助金制度

▼下水道・農業集落排水の接続工事（新築を除く）を行う世帯に、工事費の一部を補助します。

18才未満の人、または65歳以上の人がおり、同一世帯全員の課税対象所得の合計が348万円以下の場合、最大35万円の補助を行っています。また、こちらに該当しない場合でも最大4〜10万円（配管の距離に応じて補助）の補助を行っています。

申請期間／令和6年2月28日

困まで

※予算がなくなり次第終了

☎️下水道課

TEL 23・7742

学校閉庁日の実施

▼教職員の働き方改革の取り組みとして学校閉庁日を設定しており、この日は市内全小中学校で教職員が不在と

なります。

学校閉庁日／

夏季休業中／8月13日（日）～16

日（日）

県民の日／11月13日（日）

冬季休業中／令和6年1月4

日（日）

※期日中に土日が含まれても、新たな閉庁日は設けません。

☎️期間中の緊急時連絡先

平日／☎️教育委員会指導室

（内線1411）

土日祝日／

本庁 TEL 23・1111

支所 TEL 43・1111

ベビーカー・
バギー貸し出し

対象者／市内在住で乳幼児および就学前の児童を養育している保護者または養育者

利用料／500円

貸出回数／一世帯につき1

台。多胎児のいる世帯は人数に応じる。

貸出期間／2年以内

☎️市社会福祉協議会本所

TEL 22・2411

令和5年度の介護保険料が決定しました ☎️介護保険室 TEL 23-7327



▶前年の所得などに基づいて、令和5年度の介護保険料額が決定しました。郵送される通知書で保険料額をご確認ください。所得段階別保険料は市ホームページでも確認できます▲

年金天引き（特別徴収）の人へ

8月上旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収変更開始通知書」を送付します。

年金天引きされない（普通徴収）人へ

8月中旬に「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」を送付します。

普通徴収の納期と納期限

- 第3期 8月31日（日）
- 第4期 10月31日（日）
- 第5期 12月25日（日）
- 第6期 令和6年2月29日（日）

段階	住民税課税状況	所得の基準額	保険料率	年額（円）
第1段階	世帯全員が非課税	生活保護または老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税	0.3	20,360
第2段階		合計所得金額+年金収入（以下Aと表記）80万円以下		
第3段階		Aが80万円超～120万円以下	0.5	33,930
第4段階	本人が非課税（世帯の誰かは課税）	Aが120万円超	0.7	47,500
第5段階（標準段階）		Aが80万円以下	0.9	61,080
第6段階	本人課税	Aが80万円超	1	67,870
第7段階		合計所得金額（以下Bと表記）120万円未満	1.2	81,440
第8段階		Bが120万円以上～210万円未満	1.35	91,620
第9段階		Bが210万円以上～320万円未満	1.6	108,590
第10段階		Bが320万円以上～500万円未満	1.8	122,160
		Bが500万円以上	2.1	142,520

広告掲載欄